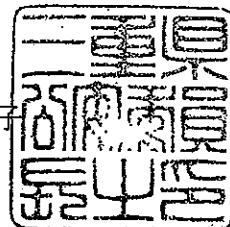


三重県公文書等管理審査会

三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第25条）第11条の規定に基づき、公文書の管理の適正を確保するため、三重県公安委員会公文書管理規程を制定するに当たり、同条例第36条第1項の規定により、これに対する貴審査会の意見を求めます。

令和2年11月19日

三重県公安委員会委員長 川 端 郁



三重県公安委員会公文書管理規程の内容

別紙のとおり